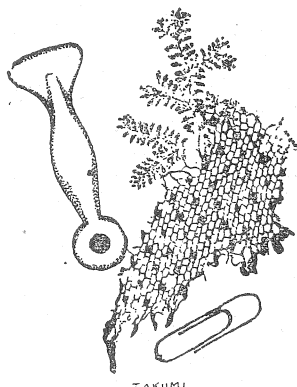


文部時報

第 922 号

1954 6 月号



TAKUMI

社会教育法施行五周年特集

社会教育五か年の足跡

行政の面から	吉田 寿雄	4
財政の面から	横山 宏	9
成人教育の成果	日高 幸男	12
青少年教育	田崎 正	19
公民館・図書館・博物館	近藤 春文	29
社会体育の五か年	桜井 安二	36
芸術祭を中心として	富安 虎太	39
視聴覚教育の進展	鈴木 勉	46
社会教育の問題点と展望	臼井 亨一	49
社会教育法施行五周年の感想	寺中 作雄	2
□各国の社会教育□ ——外国教育事情——		
ソヴェト	岩田 守夫	55
イギリス	吉田 寿雄	56
北欧諸国	大志万準治	58
ドイツ	岩田 守夫	62
中華人民共和国	横山 宏	63
アメリカ	吉田 寿雄	65

文部省 映画・幻燈評 67

—小学校・中学校の社会科に関する中間発表(通達)— 72

- 1 小学校社会科における「各学年の主題と基本的目標および内容の概略」
- 2 中学校社会科「各学年の主題とおもな目標および内容」・「中学校社会科の指導計画、特に指導内容の改善について」
- 3 中間発表に際しての説明要旨

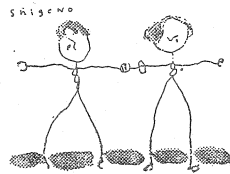
—学徒の対外試合について(通達)— 83

文部省重要通達事項一覧表 96 教育関係国内出版物目録 88

編集後記 96

表紙 児玉 兼夫 カット 品川 工・滋野季夫

表紙の二 文部省学術映画シリーズ「ニホンザルの自然社会」から



社会教育法施行五周年の感想

寺 中 作 雄

社会教育法が施行されてもう五年になるかと思うと感慨が深い。この五年間にどれだけ社会教育の振興をもたらしたかは別として、この機会に法律立案当時を回想しながらあらためて法律施行の意義について考えてみたい。

戦前、教育法規はそのほとんどが勅令であった。戦後、法律で教育関係を規制するようになり、教育基本法ができ、学校教育法が公布されたが、社会教育に関しては、むしろ法律の根拠などをもたないことがその本領とされていた。もともと法制の根拠をもった教育が学校教育であり、社会教育は法制的背景をもたない社会一般に行われる教育だとされていたのであるから、法的拘束を離れて、融通自在、自由奔放に行われるところが社会教育の特徴であると考えられたのであった。したがって、社会教育に法制組織の金網をかぶせたのでは、学校教育とえらばない融通のきかない堅苦しいものとなつて、社会教育のよさが失われてしまいそうに考えられた。また社会教育のように、対象も内容も方法も組織も千差万別のかみどころのない、とりとめもないものを法制化するといつても、とうてい法制化のしようがないようにも思われていた。事実、戦前の社会教育

育法令としてはわずかに図書館令があるだけで、その他にまったく法令組織というものをもたないのが社会教育の分野であった。私はもともと、何事によらず法制化して、国民を法制のぐんじがらみにするようなことは避けなければならないと考えている一人なのである。しかしながら社会教育について、従来のまま法制的基盤をもたないで、新しい時代に処し、社会教育振興の要請にこたえてゆくことは今日では無理だと考えるようになった。法律は必ずしも国民に義務と負担を負わせ、国民の自由な活動を拘束するだけのものではない。国民が要求するものを国家で保護奨励して、その自由を保障することが新しい法律の使命である。行政のすべての分野が法制の背景によって処理され、法制的背景をもたない行政の分野は財政その他の面で、いつも虐待を受けつつある現状において、社会教育についても、法制の背景によるある程度の組織化・制度化が行われなければならない、むしろ社会教育そのものの自由が犯され、社会教育の衰亡を招来するおそれがあることを強く感じたのであった。その意味で、社会教育の分野に法制組織を持ち、必要な限度で、また社会教育の融通性・適応性を害しない方法で政府の財政的援助を約束す

ることが、社会教育振興上絶対の必要だと考えた。

社会教育活動を組織化する場合の中心になる施設として公民館の構想を立てたのは昭和二十年、終戦の年の暮であったが、社会教育法案を起草するについては、公民館の構想を制度化するということが一つの大きなねらいであった。社会教育が組織化されない、社会教育が恒久的な発展を約束しないのは、市町村に定着して社会教育を担当する組織および施設をもたないためであることを痛感していた。従来市町村には名目的にも社会教育委員の制度はあったが、委員の活動する根拠地を持たない限り、いかに有能な委員がそろつても結局地につかない空虚な活動に終り、やがて練香花火のようにはじけてしぼんでしまう。委員たちが活動の根拠地とする施設をもつこと、根拠施設を中心に恒久的事業をもつこと、委員・施設・事業の三つが一つに結び合わなければ、社会教育の芽は育たない。私はそれを公民館で実現したいと思った。公民館運営に関する通達に昭和二十一年七月に出て、昭和二十四年当時実質的な設置促進の熱が高まり、三年間に相当な進展を見せていたが、ちょうどこれを法制化して、国費補助の恒久化を保障するには絶好の時機であり、この時機をはずしては、せっかくのびようとする公民館熱をさましてしまいそうに思われた。

学校開放・通信教育等についても、それぞれ問題もあり、また、法制化の必要もあった。しかし何といつても統一と整理のないさまざまな法制化の要素を一つの法案に整理配するには相当の努力が必要であった。いよいよ法案の素案ができ、省議にはかったとき、審議委員の感想は「社会教育のようなつかみどころのないものを、ともかくよくあれだけにまとめたものだ」というようなことで

あった。

ようやく省議を通過して国会上程の運びになったのであるが、この法案は異例にも参議院先議ということになった。上程当初の空気は「社会教育振興、大いにけっこうじゃないか」というふうな態度に見えたが、何しろ野党的色彩の強い参議院のこととてなかなか思つたほど簡単ではなかった。審議を経る内に漸次に雲行が悪化し、いつのまにか大勢は否決または審議未了という空気に変わっていた。理由は「少額の政府補助で市町村に社会教育活動を強いることは地方財政圧迫になる」という点と、「法案内容が戦前の天くだり的な考えでできていて、民主的ではない」という点にあるらしい。私は各党議員の控室を歴訪し、各委員に個別面接して、意見調整と説得に狂奔したが、いったん硬化した委員会の空気はなかなか緩和しそふにない。私の比較的親しい某委員宅を早朝訪問して援助を懇請したが、その委員も文部省には同情しながら、自重論を述べられるという調子で、私もほとほと困惑した。しかし結局第二の点、すなわち社会教育委員の任命方法が非民主的だという点については、司令部の意見も聞いてみたいということになった。司令部健在の時代であるから、法案通過の成否も司令部のごきげんに依存する点が多い。結局その委員が主体になり、数人の委員が連れ立って、司令部を訪問し、担当のN氏に会った。N氏は委員たちの意見を卒直に聴取して、その場で委員たちの意見をいれ、その意見どおりの修正案をさっそく作りあげた。

委員たちの意見どおりの修正案ができてみれば、法案は通さないわけには行かない。かくして社会教育法案は上程後二十三日間の審議を経て無事通過するということになった次第である。

大 臣 官 房

(人 事 課)

文人任	10	外国人教員の給与改訂に伴う契約更改について	2.24	人事課長	国立学校長
"	6	国立学校の事務機構について	3.11	"	"
文人給	21	国立学校(所轄機関)職員の給与関係資料の作成について	3.17	"	国立学校長・所轄機関長
"	22	給与関係資料の提出について	2.20	"	国立学校長
"	25	教務職員の大学等教育職員級別俸給の切替の実施等について	3. 3	"	"
"	26	俸給の調整額(人事院規則9-16)の適用について	3. 4	"	"
"	27	昭和29年4月1日における昇給について	3.10	"	本省局課長・国立学校長・所轄機関長
"	31	分類官職在職状況半期統計報告について	3.19	"	国立学校長・所轄機関長
"	3	国家公務員等退職手当暫定措置法施行令第3条第1項第2号について	3.27	"	"
国人	16	末帰還公務員の恩給金額を計算する場合における基礎俸給について	2.23	事務次官	国立学校長・所轄機関長・文化財委員長
"	25	人事院規則1-4(現行の法律命令及び規則の廃止)の一部改正について	2.25	人事課長	本省局課長・国立学校長・所轄機関長
"	29	級別資格基準表等の適用を異にして移動した職員の昇給について	3. 6	"	" " "

編集後記

○社会教育法が施行されてから今年は五周年に当るので、社会教育の足跡―その進展のあとを展開して、将来の参考にしようというわけで、特集としました。

○いろいろの面についてのこまかい記述を掲載することができたので、社会教育の現状と問題点を考えるにはじゅうぶん参考になると思います。

○学制八十年史の完成に当って、執筆や編集に参画されたかたがたの座談会の記事と書評とを用意したのですが、紙面の都合で次号にまわします。

○「社会科の指導計画に関する資料」の全文を掲載します。このうち別紙(1)の(参考資料)は本年三月号の22、24ページにも掲出されていますが、一括資料としてこゝにも掲載しました。

購 読 料

定価六十五円
送 費 四 円
一 年 七 百 八 拾 円 (送料とも)
ただし増大号・臨時号の場合は別に代金を申しあげます。なお購読の申込みは直接発行所または各よりの書店をお願いします。

MEJ 8760
文 部 時 報 六 月 号
第 九 百 二 十 二 号
昭和二十九年六月五日 印刷
昭和二十九年六月十日 発行
著 者 文 部 省
所 属 省
東 京 都 中 央 区 銀 座 西 七 の 一
大 谷 道 彦
東 京 都 立 川 市 曙 町 三 の 五 五
印 刷 帝 国 地 方 行 政 学 会
行 政 学 会 印 刷 所
東 京 都 中 央 区 銀 座 西 七 の 一
帝 国 地 方 行 政 学 会